

道州制ビジョン懇談会への提言

08.12.1 堺屋太一

1. 平成 21 年度通常国会に「道州制基本法（仮称）」を提出、成立を目指すべきである。
内外の経済社会情勢は激動、わが国としても新時代に対応する改革を確実にすべきである。このため、平成 21 年度通常国会に「道州制基本法（仮称）」を政府提案として提出、成立を図るように答申する。
2. 道州制基本法には、地域主権型道州制の基本概念を明記する。
 - (1) 道州制の基本概念 — 目指すべき道州制は「地域主権型道州制」である。従って、現存する都道府県の合併ではなく、国の権限や機能を、真に国家に必要な分野に限定する。
 - (2) 地方自治の基本は、基礎自治体（市区町村）である。道州は、広域補完体として機能する。
 - (3) 国と道州とは、原則として平等の自立した存在である。
道州の意向によって国の政策や方針が決定される連動制は採らない。国の命令によって道州の政策や制度が決定される国家主導型の制度とはしない。
 - (4) 国、道州、基礎自治体は、それぞれの財政需要を賄うに足る税源を持つ。総税収のうち、概ね国 3 割、道州 3 割、基礎自治体 3 割程度を目途に、税目別に分配する。なお、総税収の 1 割に相当する税目を「道州間調整財源（仮称）」に留保する。
3. 道州制基本法には、道州制実現までのスケジュールを明記する。
 - (1) 平成 22 年度中に、内閣に「道州制準備本部」を設置する。
本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣とする。
 - (2) 上記のために、平成 21 年度には、内閣に「道州制準備本部設立事務局」を設ける。
同事務局には、第三者から成る顧問会議を設ける。

4. 平成 24 年度までに、内閣は「道州制実施法」を制定する。同法には、以下の事項を明記する。
- (1) 国の行うべき事項および国の権限
 - (2) 道州および基礎自治体の行うべき事項および権限
 - (3) 道州の区割およびその変更手続き
 - (4) 道州の行政府のあり方、および首都（東京）に関する特別ルール
 - (5) 道州間調整委員会の設置とその権限
 - (6) 国、道州、基礎自治体の税原（各々が課税可能な税原(taxation field)）
 - (7) 国債など国の負債、国有財産、国政のための機能の道州等への移管または配分の基本ルール
 - (8) 国家公務員、都道府県公務員、市町村公務員等の身分移動に関する基本ルール
 - (9) 道州の首長および議会の選出、構成、権限に関する基本ルール
 - (10) 国会議員の選出、構成、権限に関する基本ルール
 - (11) 各道州毎に「道州設立準備会議（仮称）」を設立する。
5. 平成 25 年度中に「道州制実施法」に基づき、各道州毎に「道州設立準備会議（仮称）」を設立する。
- (1) 同会議は、次のような構成員によって設立し運営される。
内閣、各道州に移管する事項を持つ各省大臣、各道州に加わる都道府県知事および基礎自治体の代表。
 - (2) 同会議は、「道州制実施法」の理解、普及広報に当ると共に、実現した場合の問題点および改正要望等を取りまとめるものとする。
 - (3) 内閣は、平成 26 年度中に「道州制準備会議」の意見を取りまとめて国会に報告する。
6. 内閣は、「道州制準備会議」の意見を踏まえて、平成 27 年度中に「道州制法（仮称）」を制定する。また平成 28 年度中に、各道州毎に「道州制移管事務局」を設立、道州制への移管事務を行う。

7. 遅くとも平成 30 年度までには、道州制を完全に実現する。

